

平成30年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成30年4月10日開会

高松市農業委員会

平成30年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年4月10日（火）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 5番 上砂 正義
- 13番 橋本 修

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主幹 豊島 俊治
- 副主幹 中野 清作
- 副主幹 横井 和久

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農地改良に係る届出について
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第10号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について
議案第12号 農用地利用配分計画（案）について
議案第13号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知（案）
について（利用状況調査の結果）
議案第14号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
について
議案第15号 平成30年度業務運営計画（案）について
議案第16号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要
領の一部改正について
- 報告 1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について
- 報告 2 平成29年度農地利用状況調査の結果について

議 長(会長) ただ今から平成30年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中22人で、定例総会は成立しております。

なお、上砂正義委員、橋本 修委員から欠席の連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は21番宮武委員、23番神内委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。解約後は別の方と農業経営基盤強化促進法による契約を予定しております。

2番は、賃借人が労力不足のため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

3番は、賃借人が労力不足のため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番と5番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、転用目的で残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権の14番に関連しています。

7番は、転用目的で農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権17番に関連しております。

8番は、賃借人が労力不足のため農地法第3条による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書 2 ページをお開きください。

1 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

2 番は、借人が事業撤退するため返還したものです。

3 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 20 番に関連しています。

4 番は、借人が農地法第 3 条による契約を解除し、返還したものです。

5 番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 23 番に関連しています。

6 番は、貸人が耕作するため返還を受けたものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 8 番に関連しています。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 9 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 6 件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

1 番は、店舗敷地の造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和 58 年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 196.20 平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2 番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成 8 年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が 56 平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は道路を挟み自宅の対面にあり、家族の所有車両が増え宅地内に駐車スペースが取れないことから、駐車場を造成するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が670.18平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道塩江・屋島西線に面し、交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、檀家等の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は寺院の隣接地にあり利用効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が695.92平方メートル有ります。

7番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅の老朽化により建替えをする際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が286.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番も、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農家住宅及び住宅兼納屋を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和45年ごろに一部造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が582.90平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書4ページをお開きください。

9番も、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械等を保管する納屋を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年4月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が512.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、申請者の長男夫婦が県外から帰って来て申請者の既存住宅に居住することから、申請者が新たに住宅を建てることとなり、2世帯住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、12番2の申請地は納屋を増築する際拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

12番の1は新たに2世帯住宅を建て、既存住宅と隣接し利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、12番の2の申請地は平成13年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が643.31平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番の1の申請地は、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成30年2月20日付けで非農家の住宅用地として許可申請していましたが、転用計画の中止により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いします。

兔子尾委員 現地調査委員の兔子尾です。

今回の特別現地調査委員は、宮武委員、神内委員と私の3名で現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の1番、2番、3番、4番、5番、6番及び賃借権1番の内容につきましては、現地調査委員の宮武委員及び神内委員から報告をお願いします。

宮武委員 現地調査委員の宮武です。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権について説明申し上げます。

それでは、別紙の5条特別議案書を御覧ください。

議案番号1番の申請地は、高松市東消防署北東300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線に近く交通の利便性が良く、転用者の関連会社が開発分譲中の住宅団地に接し、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が3.46平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号2番の申請地は、高松中央インターチェンジ南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近く交通の利便性が良く、周辺は他社の開発した分譲住宅で宅地化が進み、閑静な住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号3番の申請地は、高松市立大野小学校南西350メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道川東・高松線及び国道193号線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者2人のうち、申請地北側の所有者の同意は得られていませんが、転用者との協議の結果、境界から1メートル後退して緩衝地帯を設けて欲しい旨の要望を受け、当該部分に幅員4.8メートルの開発道路を計画しており、また、将来、周辺での被害が及ぶ場合は、転用者において解決する旨の確約書も提出されるなど、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号4番の申請地は、高松市立円座小学校北200メートルに在り、分譲住宅用地と

して転用申請するものです。

立地基準については、申請地のうち、953平方メートルが用途地域が定められている第3種農地で、残り3,817平方メートル部分が第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線及び琴電円座駅に近く交通の利便性が良く、用途地域に接し、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が793.76平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番からは、神内委員より説明します。

神内委員 現地調査委員の神内です。

議案番号5番の申請地は、高松市道を挟み高松市立円座小学校北側に在り、9区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道高松・琴平線及び琴電円座駅に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が61.71平方メートルあります。

なお、所有者は、平成28年6月に不在者として審判を受け、不在者財産管理人が選任され、その後の平成29年7月に申請地処分審判も受けた申立人の同弁護士と転用者による申請となっております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号6番の申請地は、高松市立檀紙小学校北東300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線及び国分寺・太田上町線や高松西インターチェンジに近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が4.06平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

議案番号7番の申請地は、高松市立檀紙小学校北西950メートルに在り、分譲住宅用地

として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く、申請地北側は県道国分寺・太田上町線に面し交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部に昭和42年4月、土地所有者が建物を建築しておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3ページをお開きください。賃借権について説明します。

議案番号1番の申請地は、高松市鬼無出張所北東750メートルに在り、主に食料品を扱う店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道高松・善通寺線に面し交通の利便性が良く、現在、300メートルほど北側で土地及び建物を賃借し営業している既存店舗が手狭で、契約を解約し移転するもので、周辺には同様の店舗がなく、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含め併用宅地等が1,309.23平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権7件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番の転用者は、障がい者の生活介護・支援、就労継続及び福祉支援施設を営んでおり、知的障がい者福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が7.43平方メートルあります。

2番の転用者は、高松市内で不動産業を営んでいる法人で、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、(周辺は病院、スーパーマーケット等があり、宅地化が進んだ生活環境の良い地域であることから) 転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が586.43平方メートルあります。

3番の転用者は、建設業を営んでいる法人で、業務拡大により既存資材置場が手狭になったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、スーパーマーケットがあり、宅地化が進んでいることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産業を営んで法人で、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は大型量販店等の商業施設が建築され、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が29.97平方メートルあります。

6番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、不動産業を営んでいる法人で、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページを御覧ください。

8番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は大型量販店等の商業施設が建築され、宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番の転用者は、所有農地近くは自動車の往来が多く、農機具の出入りの安全確保のため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地横であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8ページを御覧ください。

15番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、病院等が整備され、宅地化が進んだ生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が222.20平方メートルあります。

16番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺はスーパーマーケット、病院等が整備され、宅地化が進んだ生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9 ページを御覧ください。

18番の転用者は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、祖父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に近く農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、鉄製品製造業を営む法人の役員が転用者となり、設備の増加と従業員の増加に伴い既存施設の駐車スペースが狭くなったことから、経営する法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人所在近くであることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が89平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

なお、本来であれば、使用する法人が転用者となるべきところですが、資金面から役員である個人が取得して法人へ貸し付けるものです。

21番の転用者は、医薬品販売業を営んでおり、事業拡大から店舗が手狭となったことから、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・善通寺線から100メートルと近く高松市道にも面し、既存の駐車場に隣接しており交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

22番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は病院、駅等が近く、宅地化が進んだ生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番の転用者は、自宅で書道塾を経営しており、県道の拡幅計画により、既存建物が立ち退き対象となり、住宅兼書道塾用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・琴平線から150メートルと近く、商業施設、郵便局及び既存建物にも近接し、利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

10ページを御覧ください。

24番の転用者は、県道の拡幅計画により立ち退きとなるため同じ地区にある申請地を買受けて代替事務所及び倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・琴平線から200メートルと近く、病院や駅等にも近接しており交通の利便性が良く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、父の農地を譲り受け発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.9平方メートルを220枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、材料が搬入し易く、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成29年2月10日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番の転用者は、レンタカー業を営んでおり、利用者の増大により工場及び事務所が手狭となったことから、営業所を移転して、新たな工場兼事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線から150メートルと近く、交通の利便性が良く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年7月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番の転用者は、ホームセンター業を営んでおり、ガーデニングコーナーの来客増加に伴い駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、自営業を営んでおり、事業量の増大により物置場が手狭となったことから、物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

12ページを御覧ください。

1番の転用者は、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家及び農地に近く、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年4月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、事業拡大から、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成12年ごろに造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が10.23平方メートルあります。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し農業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、子所有の農地を借り受けて共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年6月に造成済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が666.57平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し農業の手伝いがし易く、親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権19件、賃借権3件、使用貸借8件、計30件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後はキウイ・ミカンを栽培するものです。

全部効率利用要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

また、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は盆栽等を栽培するものです。

3番と4番ですが、3番は譲渡人が農業を廃止するため、4番は3番で取得する農地の隣接地を土地整形のため農地所有適格法人が譲り受けるもので、取得後は盆栽を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

5番と6番は、譲渡人が労力不足のため、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は豆・果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権2番が同時に提出されており要件は満たします。

7番は、譲渡人が労力不足のため、譲受人が借りている農地を譲り受けるもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

8番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後は野菜等を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申し

あげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が10年間借り受けて、ブロッコリーを栽培するものです。

2番は、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて、さつまいも・果樹を栽培するものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番、6番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、経営移譲年金受給のため、農業後継者へ15年間、使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番は、近接地で住宅を建築する事業者が、雨水排水管を埋設するため申請地に地役権を設定するものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転8件、賃借権2件、使用貸借1件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、昭和43年ごろから道路として利用しているもので、「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成2年ごろから、3番は昭和49年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたた

め自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第8号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第8号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、改良対象の農地面積が1,000平方メートル以上で、工事施工予定期間が6ヶ月以内であることから、農地改良に係る事務処理要領に該当するもので、計画内容として、直営工事により、甘土の上に、良質花崗土を2.5メートル盛土を行い、柑橘の苗を新植し栽培管理の利便性を図るものです。

以上、議案第8号 農地改良に係る届出について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については受理することに決定いたします。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案書19ページをお開きください。

1番について、現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明に対して御質問、御意見はありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

御発言が無いようでありますので、議案第9号については証明することに御異議ありま

せんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページをお開きください。平成30年3月5日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。平成30年3月5日付けで牟礼町の土砂採取事業者から香川県知事宛に、土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

4ページ以降には、位置図、緑化計画図、利用計画平面図を付しています。

1ページをお開きください。

申請地は、高松市牟礼総合センターから北東へ2.5キロメートルに位置する庵治町字葛原及び牟礼町大町字金山の山林外、0.928haです。土地開発行為の目的は土砂の採取及び採取後産業廃棄物詰替保管所としての利用です。

変更内容は土砂採取事業継続に伴う開発計画の延長であり、完了日を平成30年3月22日から33年3月22日に変更するものです。

3月27日に庵治地区及び牟礼地区担当委員と地区担当職員とで土砂採取場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野に農地がありました。

地元委員と協議した結果、本開発による重大な影響はないと判断されますので、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見を付し

て回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について御説明申し上げます。

資料2の2ページを御覧ください。

平成30年3月6日付けで高松市長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定により産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

これは、4ページのとおり、平成30年2月13日付けで事業者から老朽化した現焼却炉2基を廃止し、新たに焼却炉2基を新設するため高松市長宛に産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前指導申出書が提出されたことによるものです。

5ページ以降に、位置図、装置配置計画図、装置の図面、事業計画書、災害防止計画を付しています。

概要をまとめておりますので、1ページを御覧ください。

施設の種類の、汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却炉2基で、設置場所は、公渕森林公園の南方約2キロメートルに在る高松市西植田町の雑種地、2,379平方メートルです。

平成30年3月22日に西植田地区担当委員と地区担当で現地調査を実施し、同月29日の地区部会で審議した結果、施設と農地は近接しておらず農作物への直接への影響はないと判断されますので、5の農業委員会の意見（案）のとおり、「産業廃棄物処理施設は、農地以外の土地に新たに設置されるもので、農地法に係る許可等の必要はないが、処理に当たっては、周辺住民の承諾を得、農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第12号 農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

今回、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、4月2日付け高農第6号で高松市長から農用地利用配分計画についての意見伺いが提出されております。

これは、1月の農業相談会で申出のあった農地で、3月31日付けで農用地利用集積計画の公告したもののうち、農地中間管理事業を利用するもので、現在、出し手から香川県農地機構が中間管理権を取得した状態となっているものです。

これを同機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するために、香川県の農用地利用配分計画の認可を受けるに当たり、高松市長から農業委員会に意見伺いが提出されたものです。

高松市東部と西部を合わせて、申出件数47件、筆数214筆、面積が214,304平方メートルで、認可告示は5月31日を予定しております。

なお、筆ごとの明細は資料のとおりとなっております。

議案第12号 農用地利用配分計画（案）の説明は以上です。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 農用地利用配分計画（案）については、原案のとおり回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号は、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知（案）について（利用意向調査の結果）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第13号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知（案）について（利用意向調査の結果）御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成29年の夏から秋にかけて、皆様の御協力をいただき実施いたしました農地利用状況調査の結果のうち、今回新たに発生した、又は新たに発見された再生利用が可能な荒廃農地については、その所有者等に対して29年12月から30年1月にかけて、農地法第32条の規定に基づく利用意向調査を実施いたしました。その調査を行ったもののうち、農

振区域内の農地についてのみ、その回答を集計した結果が、1ページの農地利用意向調査結果です。

意向調査を行った数が、223件、353筆、303,479平方メートルで、そのうち、回答があったものが84件で約38%となっています。さらに、そのうちで、農地中間管理事業利用を希望すると回答のあった36件、58筆、50,849平方メートルについて、公益社団法人香川県農地機構に対し農地法第35条第1項に基づく通知を行うものです。

2ページを御覧ください。これが、農地機構に対する通知文の(案)で、対象農地は以下3ページから5ページ、1番から58番までを一覧表として別添付するものでございます。一覧表の右端に「併せて希望する農地 有」となっているものは、調査回答書に、荒廃農地でない農地についても中間管理事業を希望する旨の記載があったもので、ここには載せていませんが、同時に農地機構へ参考情報として提供しようと考えています。本件につきましては、本日の定例総会で御承認いただいた後、この内容で香川県農地機構に通知したいと考えております。

なお、利用状況調査の全体的な結果につきましては、後ほど報告第2号で御報告させていただきます。

御審議、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 公益財団法人香川県農地機構に対する貸付意向の通知(案)について(利用意向調査の結果)は、原案のとおり意見を付して通知することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号は、原案のとおり意見を付して通知することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第14号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第14号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明申しあげます。

この資料は、農業委員会が行っている多岐に渡る活動内容を一般に周知するために公表を行うよう、平成21年度から定められているものでございます。

まず、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)から御説明いたします。

1ページを御覧ください。

Iの1農業の概要でございしますが、1段目の表が農地の面積等、2段目の3つの表が

農家等に関する概要が記載されております。

次に、2 農業委員会の現在の体制でございますが、本市農業委員会は、平成29年7月19日までが旧制度に基づくもので、7月20日以降は新制度に基づく体制に移行しており、現在農業委員24名、農地利用最適化推進委員55名体制となっております。

2 ページをお開きください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題につきましては、29年4月1日現在、管内面積6,150ヘクタールに対し、集積面積が1,264ヘクタールで、集積率が20.6パーセントでした。

2の平成29年度の目標及び実績でございますが、集積目標1,397ヘクタールに対し、集積実績は1,294.4ヘクタールで、うち、新規実績は30.4ヘクタールとなっており、年間目標に対する達成率は92.7%となっております。

次に、3の目標の達成に向けた活動の活動計画と、4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載しているとおりで。

3 ページを御覧ください。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1の現状及び課題については、26年度から28年度の実績を記載しております。

2 平成29年度の目標及び実績でございますが、新規参入者の結果の報告が県を通じてありますのが5月下旬ごろのため、現時点では、29年度中に認定した認定新規就農者5経営体と、その営農計画書の農地面積の合計4ヘクタールを実績として記入しております。今後、数字が確定次第差し替える予定です。

次に、3の目標の達成に向けた活動と、4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載しているとおりで。

4 ページをお開きください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価の1 現状及び課題ですが、29年4月1日の現状は、管内農地面積6,299ヘクタールに対し、149ヘクタール、2.4パーセントが遊休農地となっております。

次に、2の平成29年度の目標及び実績でございますが、29年度中に実施しました利用状況調査の結果、遊休農地が149ヘクタールから159ヘクタールに増加してしまいましたので、解消面積目標の13.9ヘクタールに対し、実績はマイナス10ヘクタールとなり、達成状況はマイナス71.9%となります。

これは、28ヘクタールの遊休農地が解消されましたが、38ヘクタールが新たに遊休農地となった、あるいは新たに発見されたためです。

次に、3の2の目標の達成に向けた活動は、29年度計画の活動計画と、実際に行われた調査の状況を記載しています。

4の目標及び活動に対する評価については、ここに記載のとおりです。

5 ページを御覧ください。

V 違反転用への適正な対応でございますが、1の現状及び課題については、昨年度に29年度計画として挙げた内容を記載しております。

次に、2の平成29年度の実績でございますが、年度内に発見された違反転用1.9ヘクタールは全て解消され、年度末時点で0ヘクタールとなっています。

次に、3の活動計画・実績及び評価については、ここに記載のとおりです。

6ページをお開きください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1の農地法第3条に基づく許可事務については、1年間の処理件数が210件で不許可は0件です。また、処理期間は、標準処理期間28日に対して、平均21日となっています。

次に、2の農地転用に関する事務については、1年間の処理件数が690件です。また、処理期間は、標準処理期間42日に対して、平均40日となっています。

7ページを御覧ください。

上段の3の農地所有適格法人からの報告への対応については、39法人中、38法人から報告書の提出がありました。残る1件は、休業中だったために提出がなかったものです。

下段の4の情報の提供等でございますが、賃借料情報については、調査対象が674件で、12月にホームページと農業委員会だよりで公表しています。中段の農地の権利移動の件数は、3条、4条、5条、18条6項、利用権申出等の全ての合計数で2,458件となっています。

8ページを御覧ください。

上段のVII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、この後、約1ヶ月間、ホームページ上で意見募集を行い、その結果を記載します。

次の下段のVIII 事務の実施状況の公表等については、ここに記載しているとおります。ここまでの平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

続きまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。

9ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況でございますが、1が4月1日現在の農家・農地等の概要です。下段の2は、農業委員会の現在の体制でございます。

10ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1の現状及び課題については、管内農地面積が6,044ヘクタール、これまでの集積面積は1,294ヘクタール、集積率は21.4パーセントでございます。

2の平成30年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積の目標ですが、目標設定の考え方のところに書いてあるとおり、本市の農業経営基盤強化促進基本構想の平成35年度の集積目標35パーセントを達成するためは、いささか非現実的ではありますが、年間137ヘクタールの新規集積を目標とすることになります。活動計画としては、ここに記載のとおりです。

次に、下段Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 現状及び課題では、平成27年度から29年度の実績を記載しています。2 平成30年度の目標及び活動計画は、昨年度までの目標が、農業振興計画に対しても、過大な数値となっておりますので、実績等に即して、目標数を5経営体、目標面積を2.5ヘクタールと下方修正しております。

11ページを御覧ください。

上段Ⅳ 遊休農地に関する措置の1 現状及び課題でございますが、管内農地面積は、耕地面積6,044ヘクタールと遊休農地面積159ヘクタールの合計が6,203ヘクタールで、遊休農地割合が2.6パーセントとなっております。

2の平成30年度の目標及び活動計画ですが、平成35年度の遊休農地の目標割合を1パーセントとしたときの、必要な年間解消面積として16.2ヘクタールを目標としております。

次に、下段Ⅴ 違反転用への適正な対応については、年度内に発生した違反転用は年度内に解消することとしています。

12ページをお開きください。

2の平成30年度の活動計画でございますが、違反転用に対する指導や発生防止に向けての活動計画は、ここに記載のとおりです。

内容の説明は以上ですが、本日、承認をいただいた後、ホームページ上に約1月間掲載し、農家の方等から御意見を募集し、最終決定する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号 平成30年度高松市農業委員会業務運営計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号 平成30年度高松市農業委員会業務運営計画(案)について御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

主なものだけ読み上げます。

通常総会は、5月25日に中央地区営農センターで開催を予定しております。役員会は、5月、10月、3月を予定しています。研修会は、11月に丸亀市アイレックスでの研修が予定されています。農地利用状況調査は昨年と同じく7月から10月、その後、利用意向調査を11月から年度末にかけて実施します。農業相談会は例年どおり8月と1月に実施します。農業委員会だよりは7月15日号と1月1日号を発行いたします。

一番下にあります県下8市農業委員会長協議会は、今年は高松市が開催市となっております。

議案第15号 平成30年度高松市農業委員会業務運営計画（案）の説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 平成30年度高松市農業委員会業務運営計画（案）については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号 平成30年度高松市農業委員会業務運営計画（案）については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 農地転用許可に係る審査基準及び高松市農地関係事務処理要領の一部改正について御説明申しあげます。

資料7の1を御覧ください。

農地転用許可に係る審査基準の一部改正の概要について平成30年3月27日付けで香川県農政水産部長より高松市農業委員会会長宛に通知文がありました。

第1の理由、「今般の農地法等の改正に伴い、審査基準において引用している法律、法令の条項に改めることとする。また、営農型発電設備の設置に係る農地転用許可において、設備の支柱の高さ下限が国の通知において明記されたことから、これらの内容を審査基準に追加するため、一部改正を行うもの。」のとおり関係箇所第2の1から3までのように改正を行うものです。

資料7の2を御覧ください。

高松市農地関係事務処理要領（平成17年3月28日制定（農地法第3条関係事務処理要領及び農地関係事務処理要領）の一部改正の概要について、平成30年3月27日付け香川県農政水産部長より高松市農業委員会会長に通知文がありました。

第1の理由、「太陽光発電設備設置に係る手続きの変更等に伴い、一部改正を行うもの。」のとおり関係する箇所第2の1及び2のように改正を行うものです。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよ

うでありますので、議案第16号については、原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項第1号として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料8を御覧ください。平成30年3月8日から4月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、3月議決分といたしまして4条が16件、5条が46件、合計で4条が16件、5条が52件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、3月議決分といたしまして4条が2件、5条が12件、合計で4条が2件、5条が19件です。

取下につきましては、3月議決分で、5条が1件です。

次に、許可保留及び取下げ案件の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、3月議決分の5番、10番が開発許可未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、上段の1月議決分の3番、19番が開発許可未了により許可保留となっております。下段の2月議決分の5番、6番、32番、賃借権1番、4番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく5条関係で、3月議決分の5番・7番・11番、次ページ17番・22番・27番が開発許可未了により、ページを戻り、3番、次ページ16番は直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係で、31番・32番・35番・36番が開発許可未了により許可保留となっております。38番は、3月20日付けで取下となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、報告第2号 平成29年度農地利用状況調査の結果について事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 報告第2号 平成29年度農地利用状況調査の結果について御報告いたします。

資料9を御覧ください。

昨年夏から秋にかけて、皆様に調査していただきました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の各地区と全体の集計でございます。

表の左からA分類・B分類の筆数と面積、表の中央がAとBの計、その右側が比較のための28年度の合計、右端が対前年度比として増減数を記載しています。右端の数字がプラスということは、荒廃農地が増加したということで、マイナスの場合は荒廃農地が減少したということになります。

いずれの地区も荒廃農地が増えておりますが、今回、調査地図を新しいものに作り変えたことや推進委員さん等も加わって、よりきめ細かに調査を行っていただいた結果、新規発生が増えたというよりも、これまで見つけられていなかった荒廃農地を新たに発見したものが多かったのではないかと考えております。

なお、各地区の、町ごとの内訳は、2ページから4ページまででございますので、御参考にしてください。

報告は以上でございます。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成30年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時18分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員